

（４）行政職員支援

１）目標

- 県は、県全域の被害状況及び県職員の被災状況を踏まえて、県一般職員の派遣を行うとともに、県職員のみで不足する場合は、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等に基づく応援職員の派遣要請を行い、被災市町村の対応を支援する。

２）基本方針

- 県は、災害対策本部の運営等を支援する専門家の支援を受け入れる。

＜総務省の被災市区町村応援職員確保システムが発動されない場合＞

- 県は、被災市町村における一般職員の受援ニーズを収集・把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況を踏まえて、各被災市町村への応援職員の人数を決定する。
- 県は、県からの派遣職員を決定し、派遣先市町村に伝達する。
- 県は、県の支援だけでは被災市町村への応援職員が不足する場合、他県・市町村からの応援職員の受け入れを行うとともに、その被災市町村派遣等の調整を行う。
- 関係機関は、応援職員の調整を行い、被災市町村へ派遣する。派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。
- 市町村は、管内の被害状況を踏まえ、応援職員の派遣が必要と判断した場合は、直ちに知事に対して応援要請を行う。

＜総務省の被災市区町村応援職員確保システムが発動された場合＞

- 県は、被災市町村における一般職員の受援ニーズを収集・把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況を踏まえて、各被災市町村に対する支援都道府県（以下、「カウンターパート」とよぶ。）を決定する。
- 県は、決定した被災市町村とカウンターパートの組合せを総務省に報告、派遣先市町村に伝達する。
- カウンターパートとなった都道府県は、応援職員の調整を行い、被災市町村へ派遣する。派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。
- 市町村は、管内の被害状況を踏まえ、応援職員の派遣が必要と判断した場合は、直ちに知事に対して応援要請を行う。

